

和 光 市 公 共 下 水 道 事 業

中 期 経 営 計 画

平成 21 年度～平成 25 年度

平成 21 年 3 月

和 光 市

目 次

1. 計画策定趣旨	1
(1) 計画策定趣旨	1
(2) 下水道事業の現状と課題	2
2. 事業運営の基本方針	3
(1) 計画の位置付け	3
(2) 計画策定期間	3
(3) 事業運営の目標	3
(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針	6
3. 事業計画	7
(1) 中期財政収支計画	7
(2) 将来需要予測	7
(3) 中間指標	8
(4) 主要施策	8
(5) 設備投資計画	8
(6) 定員管理に関する計画	9
(7) 給与の適正化に関する計画	9
4. 経営基盤強化への取組	9
(1) 経営改革への取組	9
(2) 人材育成への取組	10
5. 計画達成状況の公表	10

和光市下水道事業中期経営計画

平成 21 年 3 月

1. 計画策定趣旨

(1) 計画策定趣旨

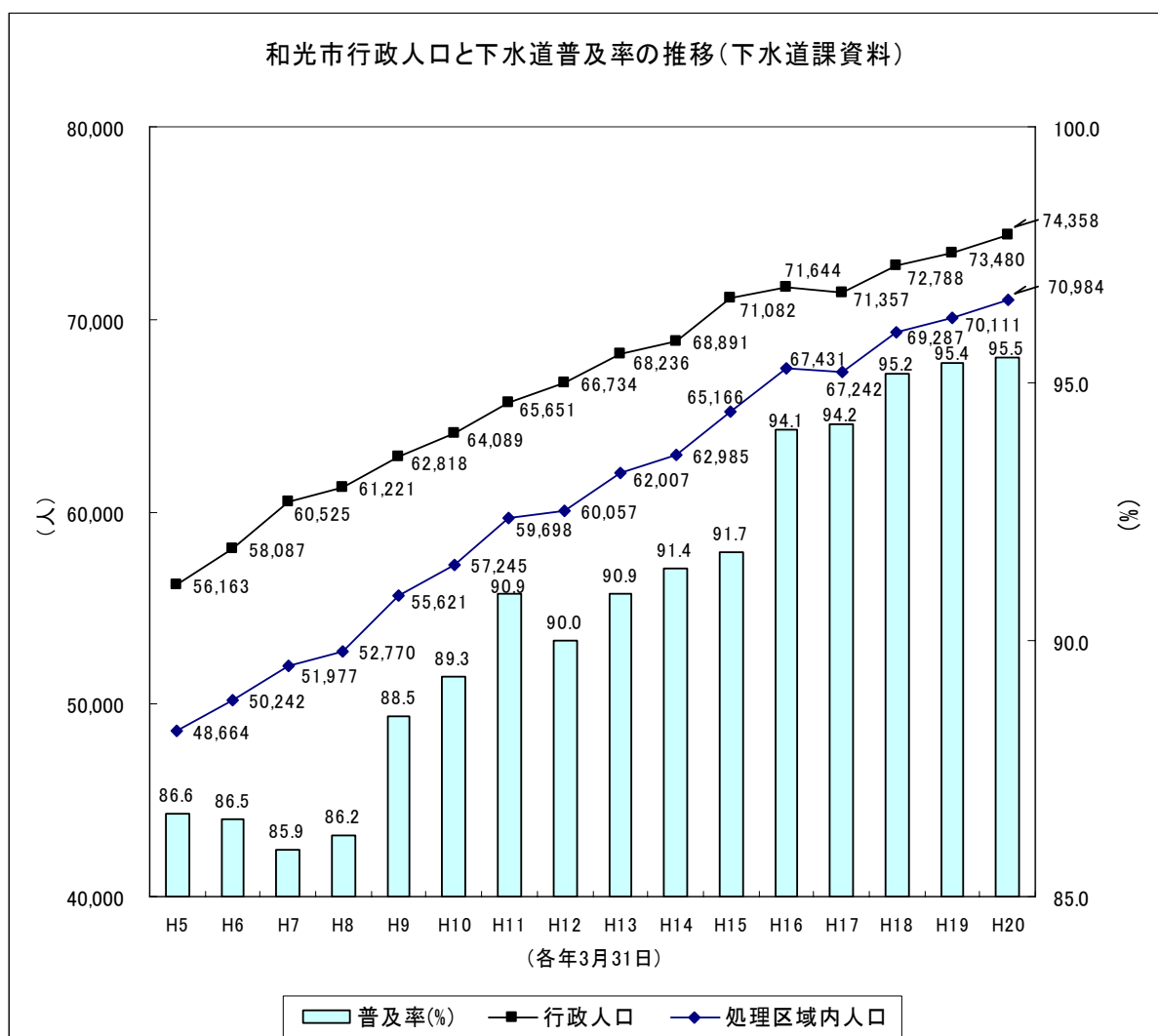
和光市の下水道事業は昭和 45 年 4 月に事業着手して以来、平成 22 年には 40 年が経過することになります。今までは「建設の時代」でしたが、これからは「管理の時代」に移行することを踏まえ、今まで以上に経営努力を重ねて、持続可能で健全な事業運営の視点を持つ必要があります。

下水道事業は市民の重要なライフラインとして、常に使用が可能となるように、安定した安全な施設の確保が求められています。このような中で、経費の削減とともに計画的な施策の推進に努め、下水道事業経営の健全化、安定化を図る必要があります。今後に老朽化する施設の改築更新や適切な料金体系の見直しなど、経営基盤の強化が課題となっています。

下水道事業に課せられた社会的使命をしっかりと認識し、十分に職責を果たし効率的な事業を遂行することができるように、これからの事業のあるべき姿と目指す方向性を明らかにするものとして、「下水道事業中期経営計画」を策定しました。

(2) 下水道事業の現状と課題

和光市の下水道事業は、荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として、昭和 56 年 4 月 1 日に供用を開始して以来、平成 20 年 4 月には 27 年を迎え、この間公共下水道の全体計画に基づいて整備事業を実施し、平成 19 年度末には行政人口に対する下水道普及率は 96%、水洗化率は 97%に達し、公共下水道計画区域内の多くの市民が下水道を利用できるよう整備を進めています。



21世紀は「環境の時代」と言われています。水循環や水環境の保全に有効な公共下水道事業の重要性はますます高くなります。住みやすい都市としての社会基盤整備のため、下水道未普及地域の整備、老朽化した施設の計画的な改築更新、浸水対策としての雨水渠の整備、地震対策など多くの課題に取り組む必要があります。

現在の和光市の下水道使用料金の単価水準は、近隣市や類似団体との比較において低い状況にありますが、原油価格等の原材料や工事費の高騰の中で料金体系を維持するためには、より一層の効率化、合理化を図る必要があります。

2. 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

「和光市下水道事業中期経営計画」は、総務省からの「平成 17 年 3 月 29 日総行整第 11 号総務事務次官 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」及び、「平成 18 年 8 月 31 日総行整第 24 号総務事務次官 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」によるプラン策定を行った「平成 18 年 3 月和光市行政改革集中改革プラン」や、「和光市公営企業経営健全化計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。今後の実施計画は、この「下水道事業中期経営計画」に基づいて実行していきます。

第三次和光市総合振興計画後期基本計画(2006～2010 年)

行政改革プラン策定の要請（総務省）

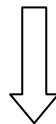
1. 行政改革の推進のための新たな指針

→「平成 18 年 3 月 和光市行政改革集中改革プラン」

2. 地方公営企業の経営の総点検

→「和光市公営企業経営健全化計画」

計画性・透明性の高い企業経営の推進「中期経営計画」の策定



「和光市下水道事業中期経営計画」の策定

(2) 計画策定期間

和光市下水道事業中期経営計画は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とします。

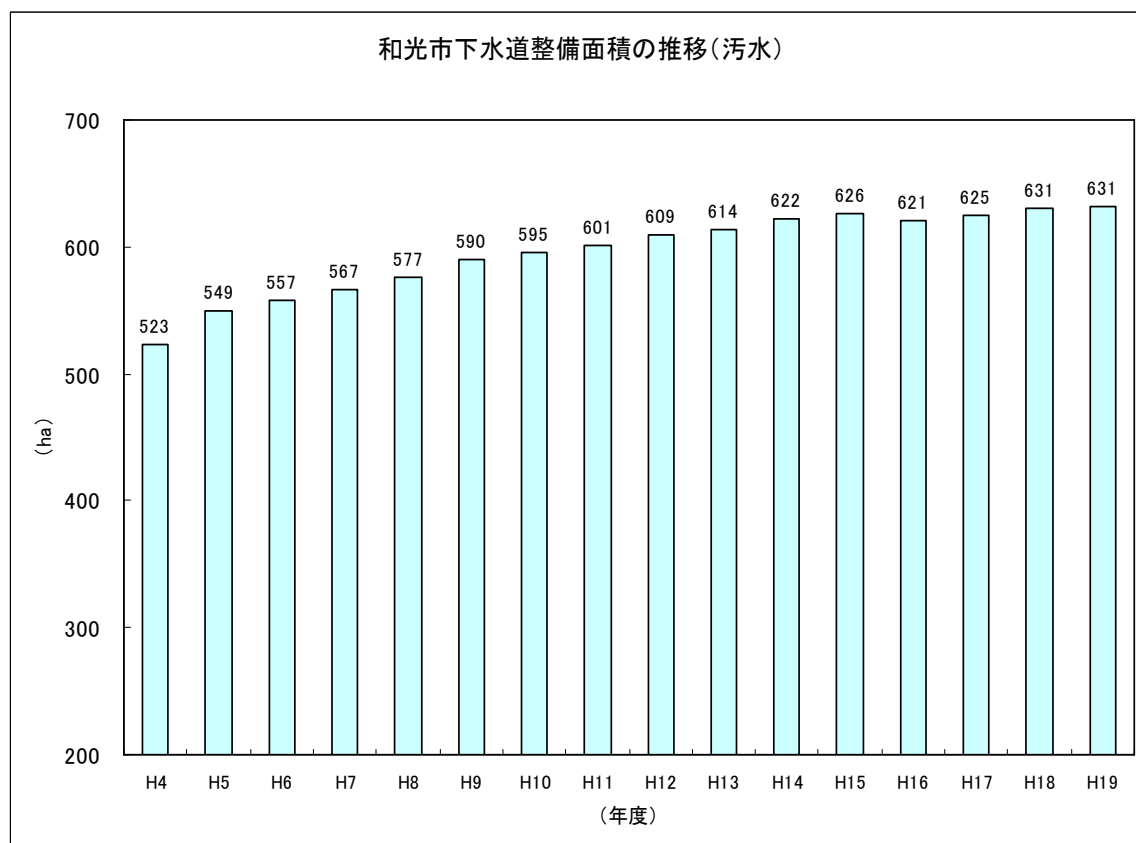
(3) 事業運営の目標

1) 下水道の整備

「安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」を実現するため、公共下水道の

整備を促進します。また、大雨などによる浸水被害に備え、雨水渠などの整備を計画的に実施します。

平成 19 年度末で、污水管の整備面積は約 631ha、污水管の総延長は約 116km、雨水渠の整備面積は約 175ha、雨水渠の総延長は約 28km となっています。

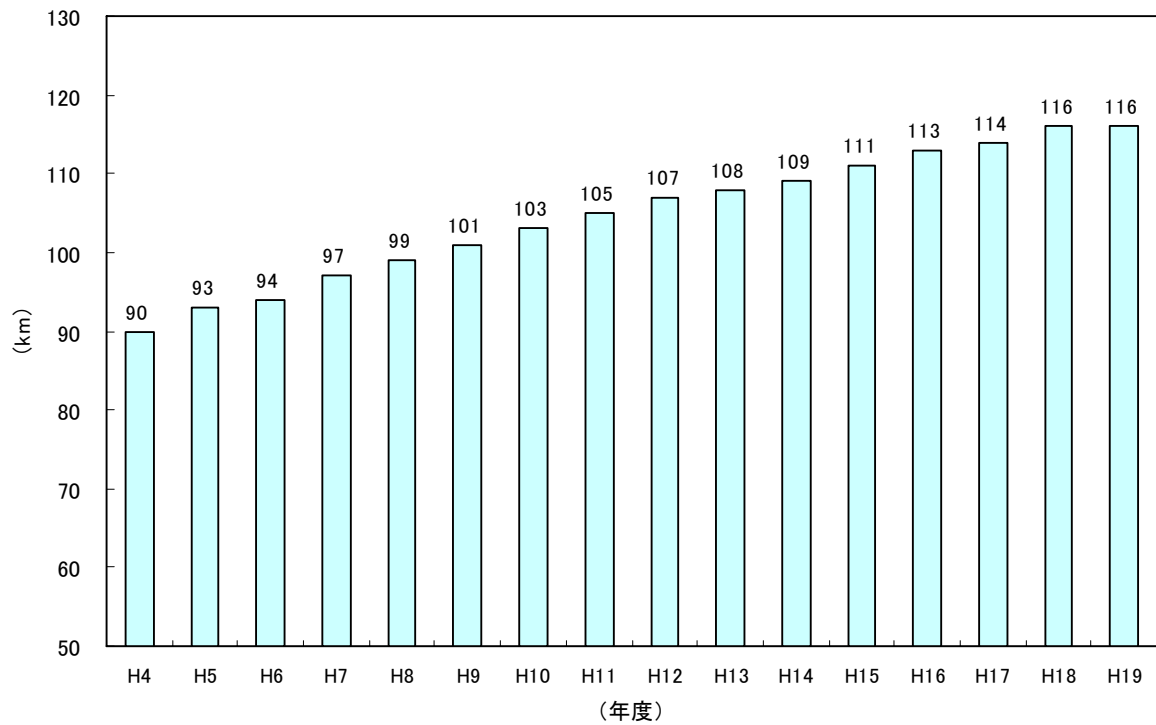


2) 老朽化した施設の計画的な改築更新

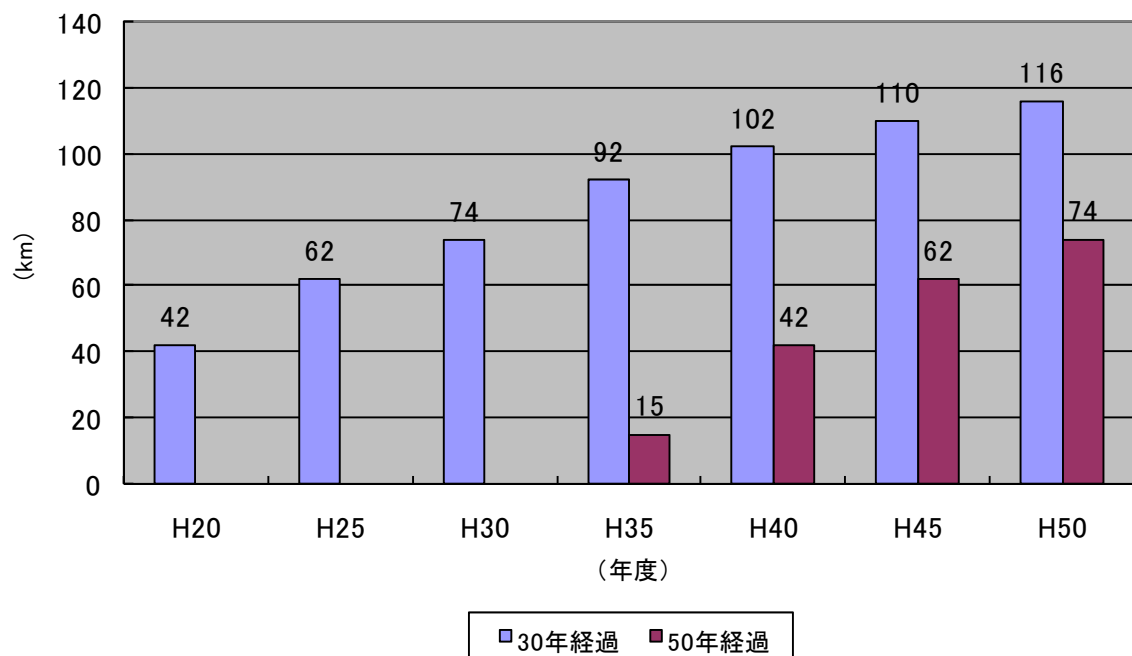
污水管の整備は中心市街地から着手しており、最も古い污水管は昭和 40 年度に施工した管を使用しているため、これらの管路は、平成 27 年以降には標準的な耐用年数（施工後 50 年）を超えるようになります。平成 20 年には、施工後 30 年以上が経過する污水管の延長は約 42km、施工後 35 年以上が経過する污水管の延長は約 15km となっています。

老朽化した污水管による道路陥没などの被害を防止するために、布設後の経過年数や施設の重要度、管路を布設している道路の交通量や重要度などを勘案して計画的な改築更新を実施していきます。

污水管総延長の推移



建設後30年と50年を経過する污水管延長の増加



3) 地震対策

下水道施設は水道や電気等とともに市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、地震災害によってその機能を果たすことができなくなった場合には、各家庭の生活排水や水洗トイレの使用ができなくなるほか、未処理下水の流出による公共用水域の汚染による伝染病の発生など公衆衛生上の問題など、市民生活に大きな影響を与えることになります。

また、雨水渠や雨水排水ポンプ施設などが被災した場合は、排水機能や流下機能の不足による浸水被害の発生など、市民の生命や財産を危険にさらすおそれもあります。

こうした被害を未然に防止するために、市内の重要幹線や避難施設などの管路施設の耐震化対策を推進するとともに、下水道施設への影響を最小限にして速やかな復旧を可能とする減災対策、日常の点検など地震対策を推進していきます。

4) 健全な財政運営

下水道事業は、汚水処理に係る経費を一般会計からの繰り入れを少なくして、下水道使用料だけで賄う独立採算が基本ですが、平成 15 年度～19 年度の決算における 5 年平均の経費回収率（汚水処理原価に対する使用料収入の割合）は約 62%となっています。

今後とも持続可能で健全な事業経営のために、収支バランスに配慮した適切な下水道使用料金について検討を進めていく必要があります。

(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針

第三次和光市総合振興計画基本計画（後期）実施計画において、主要施策として掲げられている下水道事業の公営企業会計の法適用化に向けて経営改善を図り、着実に経営基盤強化に取り組みます。

法適用化の意義は、企業会計方式の整理を行うことにより、経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況などが適切に区分される財務諸表に基づいた経営を行うことができ、長期的に安定した経営を持続していくための経営基盤強化への取組の柱の一つとなるものです。

3. 事業計画

(1) 中期財政収支計画

①収益的収支及び資本的収支

(単位：千円)

項目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(決算)	(予算)	(予算)	(計画)	(計画)	(予想)	(予想)
収益的収支	1. 総収益	756,344	698,643	705,194	720,242	718,617	718,098	717,102
	下水道使用料	516,122	514,088	525,980	546,000	551,000	557,000	563,000
	その他の営業収益	201,497	155,536	149,974	145,067	138,497	131,688	124,962
	営業外収益	38,725	29,019	29,240	29,175	29,120	29,410	29,140
	うち他会計繰入金	32,578	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200	27,200
	うちその他	6,147	1,819	2,040	1,975	1,920	2,210	1,940
	2. 総費用	667,465	674,881	667,004	638,149	611,263	607,510	596,968
	人件費（職員給与費）	43,664	45,565	45,565	45,565	45,565	45,565	45,565
	物件費	376,831	406,290	412,807	398,537	386,668	398,387	401,929
	支払利息	246,970	223,026	208,632	194,047	179,030	163,558	149,474
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	経常損益	88,879	23,762	38,190	82,093	107,354	110,588	120,134
資本的収支	1. 資本的収入	598,210	586,020	572,935	524,339	434,569	412,865	390,502
	企業債	174,271	146,100	138,600	120,450	72,000	71,500	71,500
	他会計補助金	401,939	427,920	428,335	390,889	345,569	329,365	307,002
	国補助金	22,000	12,000	6,000	13,000	17,000	12,000	12,000
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0
	2. 資本的支出	685,397	657,436	630,471	606,432	541,923	523,453	510,636
	建設改良費	195,064	258,315	239,208	220,212	166,969	160,261	160,261
	企業債償還金	490,333	399,121	391,263	386,220	374,954	363,192	350,375
	収支差引	△ 87,187	△ 71,416	△ 57,536	△ 82,093	△ 107,354	△ 110,588	△ 120,134
	収入差し引き	1,692	△ 47,654	△ 19,346	0	0	0	0

②企業債残高

(単位：百万円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
企業債残高	6,251	5,999	5,747	5,481	5,178	4,886	4,536

(2) 将来需要予測（污水整備事業）

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
整備面積 (ha)	631	634	637	640	643	646	649
処理区域内人口（人）	70,984	72,710	73,880	75,040	76,210	77,370	78,540
普及率（％）	95.7%	95.8%	95.8%	95.9%	95.9%	96.0%	96.1%

(3) 中間指標

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収益的収支比率	65.3%	65.6%	66.6%	70.3%	72.9%	74.0%	75.7%
使用料単価(円/㎥)	61	61	61	61	61	61	61
汚水処理原価(円/㎥)	95	101	99	99	99	99	99
使用料回収率	64.2%	60.4%	61.6%	61.6%	61.6%	61.6%	61.6%

(4) 主要施策

1) 下水道の整備

未普及地区の污水管整備を進めるとともに、浸水対策地区内の雨水渠の整備を促進します。

2) 老朽化した施設の計画的な改築更新

下水道施設の健全度に関する点検や調査結果に基づき、施設の長寿命化対策に係る計画を策定して、事後的な対応ではなく予防保全的な管理を実施することにより、事故の未然防止、ライフサイクルコストの最小化を図っていきます。

老朽化した施設について、重要度などを勘案して計画的な改築更新を実施します。

3) 地震対策

地震被災時でも汚水処理の対応が可能なように、既存の重要な管路施設の耐震化など、マンホールの耐震化対策を推進します。

(5) 設備投資計画

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
污水管(m)	433	768	600	595	600	600
建設費(百万円)	30	30	30	30	30	30
雨水渠(m)	148	104	187	165	150	150
建設費(百万円)	28	17	27	40	30	30
改築更新(百万円)				10	10	10
地震対策	49 箇所	55 箇所	49 箇所	37 箇所	50 箇所	50 箇所

(6) 定員管理に関する計画

集中改革プラン純減目標を平成 18 年 3 月に策定し、下水道職員数は 10 名から 9 名に減員を実施済です。

(7) 給与の適正化に関する計画

平成 19 年 4 月 1 日に国基準に合わせて給与構造改革を実施済です。

4. 経営基盤強化への取組

(1) 経営改革への取組

公共下水道事業では市民の安全・安心・快適な暮らしに必要な下水道の整備を今後とも行っていくために、普及の拡大と既存施設の改築更新を計画的に実施する必要があります。今後とも持続可能で健全な事業経営のために、収支バランスに配慮し、経営の効率化を推進し、下水道事業の公営企業会計の法適用化に向けて経営改善を図り、着実に経営基盤強化に取り組めます。

① 収納率の向上

下水道使用料の収納率の向上については、水道部へ下水道使用料徴収事務を委任して、水道料金との一括払いやコンビニエンスストア（平成 21 年 1 月実施）での支払いを可能とするなど、請求方法の簡素化や支払い方法の多様化を進めていきます。

② 水洗化率の向上

下水道の接続が可能でも長期にわたり水洗化が行われていない家屋に対して、水洗化の向上を図るため啓発及び理解を求めています。

③ 民間的経営手法の導入

地方公営企業における経営の効率化のためには、民間的経営手法の導入や外部委託の拡充が有効ですので、下水道施設の維持管理、補修、点検、各種調査業務委託など、コスト削減が図られる効率的な業務委託を進めていきます。

④ 公営企業会計の法適用化

下水道事業について、長期的に安定した経営が持続するよう経営基盤強化への取組と財政健全化を進めるために、経費負担の原則が明確に示され、収入、コスト、資金調達状況などが適切に区分された財務諸表に基づいて経営を行なえるように、地方公営企業法の適用について取組を進めていきます。

⑤ 下水道使用料の見直し

経費回収率が低く一般会計からの繰入金で補っている下水道事業会計は、独立採算の原則から好ましい状態とは言えません。今後の消費税の動向や、和光市の地方公営企業法への適用移行（平成 24 年 4 月予定）の検討、埼玉県の流れ下水道事業負担金の動向など、社会経済情勢を勘案して、下水道使用料の見直しを検討していきます。

(2) 人材育成への取組

下水道事業においては、技術的なことや会計的なことなど多くの面についての知識を必要とするので、そのための知識や技術の向上を図るために、「日本下水道事業団」や「日本下水道協会」などが主催する各種研修会への積極的な参加を通じて、公営企業職員として必要な知識・技術の取得向上に努めていきます。

5. 計画達成状況の公表

公表の時期は、平成 25 年度の決算を受けて、平成 26 年 10 月頃に行う予定です。
公表の方法は、和光市のホームページ、市政情報コーナーです。